

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休む日、
がと日、
の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更(四件)(地方課)

土地改良法による換地処分(四件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第三百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山地区第六工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和六十三年十一月二十八日現在の地番による。)

長田字西ケコ垣

長田字大新田三四九、三六六及びこれらと一体をなす国有地

地
長田字西ケコ垣の全域

長田字大清水四五六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四五六と一体をなす国有地の一部

長田字大首一〇七五の三の一部

長田字大首

長田字大首のうち一〇七五の三の一部以外の区域

長田字大新田

長田字大新田のうち三四九、三六六、三七三の三の一部、三七三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
長田字大清水四三二の二の一部、四三六の二の一部、四三六の三の一部、四三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
長田字大清水のうち四五〇から四五三までの一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地

長田字大清水

長田字大清水四三二の二の一部、四三三の二の一部、四三五の二の一部、四三六の二の一部、四三六の三の一部、四三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
長田字大清水のうち四五〇から四五三までの一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
長田字大首一〇五二の二の一部

長田字大新田

長田字大新田三七三の三の一部、三七三の四

長田字王平	長田字上大清水のうち四三二の二の一部、四三三の二の一部、四三五の二の一部、四三六の二の一部、四三七の二の一部、四三六の三の一部、四三七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 長田字王平一〇五二の一の一部
長田字王平のうち一〇五二の一の一部以外の区域	

鳥取県告示第三百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩常地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称 大字岩常字ミツエ下	同上の区域（昭和六十三年九月三十日現在の地番による。） 大字岩常字ミツエ下のうち三三八、三四九の一、三五〇、三五〇内第一、三五〇次一と一体をなす国有地の一部以外の区域
--------------------------	--

大字岩常字上ミツエ	大字岩常字ミツエ下のうち三三八、三四九の一、三五〇、三五〇内第一、三五〇次一と一体をなす国有地の一部 大字岩常字上ミツエの全域
-----------	--

鳥取県告示第三百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による俣野（奥田）地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称 大字俣野字柳林	同上の区域（昭和六十三年六月一日現在の地番による。） 大字俣野字柳林のうち二一五八の一と一体をなす国有地以外の区域
大字俣野字村柿	大字俣野字柳林二一五八の一と一体をなす国有地 大字俣野字村柿の全域
大字俣野字奥田	大字俣野字奥田のうち二七七二の一部、二七七三の一の一部、二七七四の一の一部、二七七五の一、二七七五の三及

大字俣野字本田川原	びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字俣野字本田川原二七七八の一部、二七八一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字俣野字本田川原 大字俣野字奥田二七七二の一部、二七七三の一部、二七七四の一部、二七七五の一、二七七五の三及びこれらと一体をなす国有地	大字俣野字奥田二七七二の一部、二七八一の一部、二七八六の一部、二七八七の一部、二七八八、二七八九の一部、二七九二の一部、二七九二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字俣野字堂ノ谷井手下タ	大字俣野字堂ノ谷井手下タのうち二八一一の三四及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字俣野字堂ノ上エ	大字俣野字堂ノ谷井手下タ二八一一の三四及びこれと一体をなす国有地 大字俣野字堂ノ上エの全域
大字俣野字堂ノ前	大字俣野字本田川原二七八六の一部、二七八七の一部、二七八八、二七八九の一部、二七九二の一部、二七九二の七及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字俣野字堂ノ前の全域
大字俣野字畑ケ田屋敷廻リ	大字俣野字畑ケ田屋敷廻リの全域 大字俣野字畑ケ田ノ上エ二八六七の二から二八六七の六まで、二八六八の二
大字俣野字畑ケ田ノ上エ	大字俣野字畑ケ田ノ上エのうち二八六七の二から二八六七の六まで、二八六八の二以外の区域

鳥取県告示第三百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による美地区下ノ原工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）
一 大字美用字下原	大字美用字下原一の全域 大字美用字下原三 五二九の四六及び五二九の一、五二九の四六と一体をなす国有地の一部 大字美用字下原二 五三〇の二八から五三〇の一三二までの一部、五三〇の一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地
三 大字美用字下原	大字美用字下原三のうち五二九の二から五二九の四まで、五二九の四五、五二九の四六及び五二九の一、五二九の四六と一体をなす国有地の一部以外の区域
二 大字美用字下原	大字美用字下原三 五二九の二から五二九の四、五二九の四五 大字美用字下原二のうち五三〇の二六の一部、五三〇の二七の一部、五三〇の二八から五三〇の一三二までの一部、

<p>大字美用字下ノ 原</p>	<p>五三〇の一五七の一部、五三〇の一五八、五三〇の一五九、五三〇の一六〇の一部、五三〇の一六二の一部、五三〇の一六三、五三〇の一六四の一部、五三〇の一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三〇の二七、五三〇の二八、五三〇の一六〇、五三〇の一六一、五三〇の一六五から五三〇の一六七までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字美用字柿木 五輪</p>	<p>大字美用字下原二 五三〇の二六の一部、五三〇の二七の一部、五三〇の一五七の一部、五三〇の一五八、五三〇の一五九、五三〇の一六〇の一部、五三〇の一六二の一部、五三〇の一六三、五三〇の一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三〇の二七、五三〇の二八、五三〇の一六〇、五三〇の一六一、五三〇の一六五から五三〇の一六七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字美用字仲屋 家ノ上エ</p>	<p>大字美用字下ノ原五三八の一、五三八の三、五三八の四、五三八の七、五三八の八 大字美用字柿木五輪の全域 大字美用字仲屋家ノ上エ五五六の五</p>
<p>大字美用字仲屋家ノ上エのうち五五六の五以外の区域</p>	<p>大字美用字仲屋家ノ上エのうち五五六の五以外の区域</p>

鳥取県告示第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第六工区の換地処分を行

ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る岩常地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る俣野（奥田）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る美用地区下ノ原工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次